

健発 0602 第 3 号
令和 4 年 6 月 2 日

公益社団法人全国調理師養成施設協会会長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

技術考査の実施要領の一部改正について

技術考査実施要領（以下「実施要領」という。）は、令和 3 年 3 月 31 日健発 0331 第 46 号厚生労働省健康局長通知に基づき、同年 4 月 1 日に適用され、各指定養成施設においては、実施要領に基づき、技術考査が適切に行われているところであるが、今般、技術考査のより適切な実施に資するよう、実施要領の別紙「技術考査試験問題及び合否判定の基準」（以下「別紙基準」という。）を下記のとおり一部改正することとしたので、通知する。

なお、具体的な改正内容については、別添のとおりであるため、貴職におかれては、御了知の上、関係各位へ周知徹底を図るとともに、その事務の運営に当たって御配慮願いたい。

記

- 1 別紙基準の 2 に規定する技術考査における試験問題の基準について、試験問題が調理師養成施設指導ガイドライン別表 1 の教育内容及び調理師法施行規則第 16 条第 1 項に沿ったものとする旨を明確化すること。
- 2 別紙基準の 2（2）ウに規定する試験問題の科目別割合についても、調理師養成施設指導ガイドライン別表 1 の教育内容及び調理師法施行規則第 16 条第 1 項に沿ったものとするように改めること。

技術考査試験問題及び合否判定の基準

1 目的

この基準は、技術考査試験を的確に行うため、試験問題及び合否判定の基準を定めることを目的とする。

2 試験問題の基準

(1) 試験問題は、次のとおりとする。

ア 試験問題は、調理師養成施設指導ガイドライン（令和3年3月25日付け健発0325第7号厚生労働省健康局長通知の別紙）別表1の教育内容及び調理師法施行規則第16条第1項の規定に沿ったものとする。

イ 試験問題は、調理技術修得水準を的確に判断できるものであること。

(2) 試験問題の形式、問題数及びその割合等は、次のとおりとする。

ア 試験問題は、正誤法とすること。

イ 試験問題数は、80題から120題とし、試験の実施時間は、原則として2時間で終了するものであること。

ウ 試験問題の科目別割合は、原則として次表によるものとする。

調理師養成施設指導ガイドラインにおける教育内容	調理師法施行規則第16条第1項における試験科目	問題数 (%)
食生活と健康 食品と栄養の特性 食品の安全と衛生	食品衛生及び公衆衛生 食品及び栄養 関係法規 安全衛生	55
調理理論と食文化概論 調理実習 総合調理実習	調理一般 調理法 材料	45

3 合否判定の基準

合否判定の基準は、原則として正答の合計が満点の6割以上であるものを合格とする。